○三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会条例

令和 5年 2月24日 条 例 第 2 号

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに、三条地域水道用水供給企業団行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。(組織)

- 第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が委嘱する。

(会長等)

- 第3条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第4条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに よる。
- 4 審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。